

平成27年2月27日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	市道の認定について……………	1
議案第 2 号	市道の路線変更について……………	4
議案第 3 号	市道の廃止について……………	7
議案第 4 号	秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて……………	9
議案第 5 号	指定管理者の指定について（秩父市上吉田デイサービスセンター及び 秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑）……………	1 0
議案第 6 号	指定管理者の指定について（秩父市立養護老人ホーム長寿荘）……………	1 1
議案第 7 号	指定管理者の指定について（秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑）……………	1 2
議案第 8 号	指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）……………	1 3
議案第 9 号	地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する 条例の一部を改正する条例……………	1 4
議案第 1 0 号	秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	1 5
議案第 1 1 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	1 6
議案第 1 2 号	秩父市役所出張所設置条例の一部を改正する条例……………	2 7
議案第 1 3 号	秩父市温水プール条例の一部を改正する条例……………	2 8
議案第 1 4 号	秩父市文化体育センター条例の一部を改正する条例……………	3 0
議案第 1 5 号	秩父市体育施設条例の一部を改正する条例……………	3 5
議案第 1 6 号	秩父市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	3 6
議案第 1 7 号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例 の一部を改正する条例……………	3 9
議案第 1 8 号	秩父市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例……………	4 0
議案第 1 9 号	秩父市立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例……………	4 2
議案第 2 0 号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例……………	4 5
議案第 2 1 号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例……………	4 8
議案第 2 2 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	5 0
議案第 2 3 号	秩父市営駐車場条例の一部を改正する条例……………	5 2
議案第 2 4 号	秩父市都市公園条例の一部を改正する条例……………	5 4
議案第 2 5 号	秩父市バイシクルモトクロス場条例の一部を改正する条例……………	5 6
議案第 2 6 号	秩父市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	6 0

議案第27号	秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……	61
議案第28号	秩父市学童保育室条例の一部を改正する条例……	63
議案第29号	秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……	65
議案第30号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……	67
議案第31号	秩父市教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例……	69
議案第32号	秩父市デイサービスセンター条例の全部改正について……	70
議案第33号	秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例の全部改正について……	75
議案第34号	秩父市勤労者福祉センター条例の全部改正について……	79
議案第35号	秩父市青少年問題協議会条例を廃止する条例……	85
議案第36号	平成26年度秩父市一般会計補正予算(第9回)……	86
議案第37号	平成26年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)……	96
議案第38号	平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)……	101
議案第39号	平成26年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第3回)……	104
議案第40号	平成26年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)……	107
議案第41号	平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)……	115
議案第42号	平成26年度秩父市水道事業会計補正予算(第2回)……	120
議案第43号	平成26年度秩父市立病院事業会計補正予算(第3回)……	121
議案第44号	平成27年度秩父市一般会計予算……	122
議案第45号	平成27年度秩父市国民健康保険特別会計予算……	123
議案第46号	平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算……	124
議案第47号	平成27年度秩父市介護保険特別会計予算……	125
議案第48号	平成27年度秩父市下水道事業特別会計予算……	126
議案第49号	平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算……	127
議案第50号	平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算……	128
議案第51号	平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算……	129
議案第52号	平成27年度秩父市駐車場事業特別会計予算……	130
議案第53号	平成27年度秩父市水道事業会計予算……	131
議案第54号	平成27年度秩父市立病院事業会計予算……	132

議案第1号

市道の認定について

次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点		重要な 経過地
	終 点		
吉田幹線121号線	秩父市下吉田字兔田	9617番地先	
	秩父市下吉田字取方	561番1地先	
下吉田348号線	秩父市下吉田字小暮	9543番地先	
	秩父市下吉田字小暮	9553番地先	
下吉田349号線	秩父市下吉田字小暮	9547番地先	
	秩父市下吉田字小暮	3537番1地先	
下吉田350号線	秩父市下吉田字小暮	9520番地先	
	秩父市下吉田字小暮	9525番地先	
下吉田351号線	秩父市下吉田字小暮	9532番地先	
	秩父市下吉田字小暮	9564番地先	
下吉田352号線	秩父市下吉田字小暮	9564番地先	
	秩父市下吉田字小暮	9562番地先	
下吉田353号線	秩父市下吉田字小暮	9546番地先	
	秩父市下吉田字兔田	9595番地先	
下吉田354号線	秩父市下吉田字兔田	9617番地先	
	秩父市下吉田字兔田	9615番地先	
下吉田355号線	秩父市下吉田字小暮	3542番1地先	
	秩父市下吉田字兔田	3631番地先	
下吉田356号線	秩父市下吉田字兔田	9660番地先	
	秩父市下吉田字兔田	9654番地先	
下吉田357号線	秩父市下吉田字兔田	9639番地先	
	秩父市下吉田字兔田	9636番地先	
下吉田358号線	秩父市下吉田字小坂下	1398番1地先	
	秩父市下吉田字小坂下	1386番1地先	

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

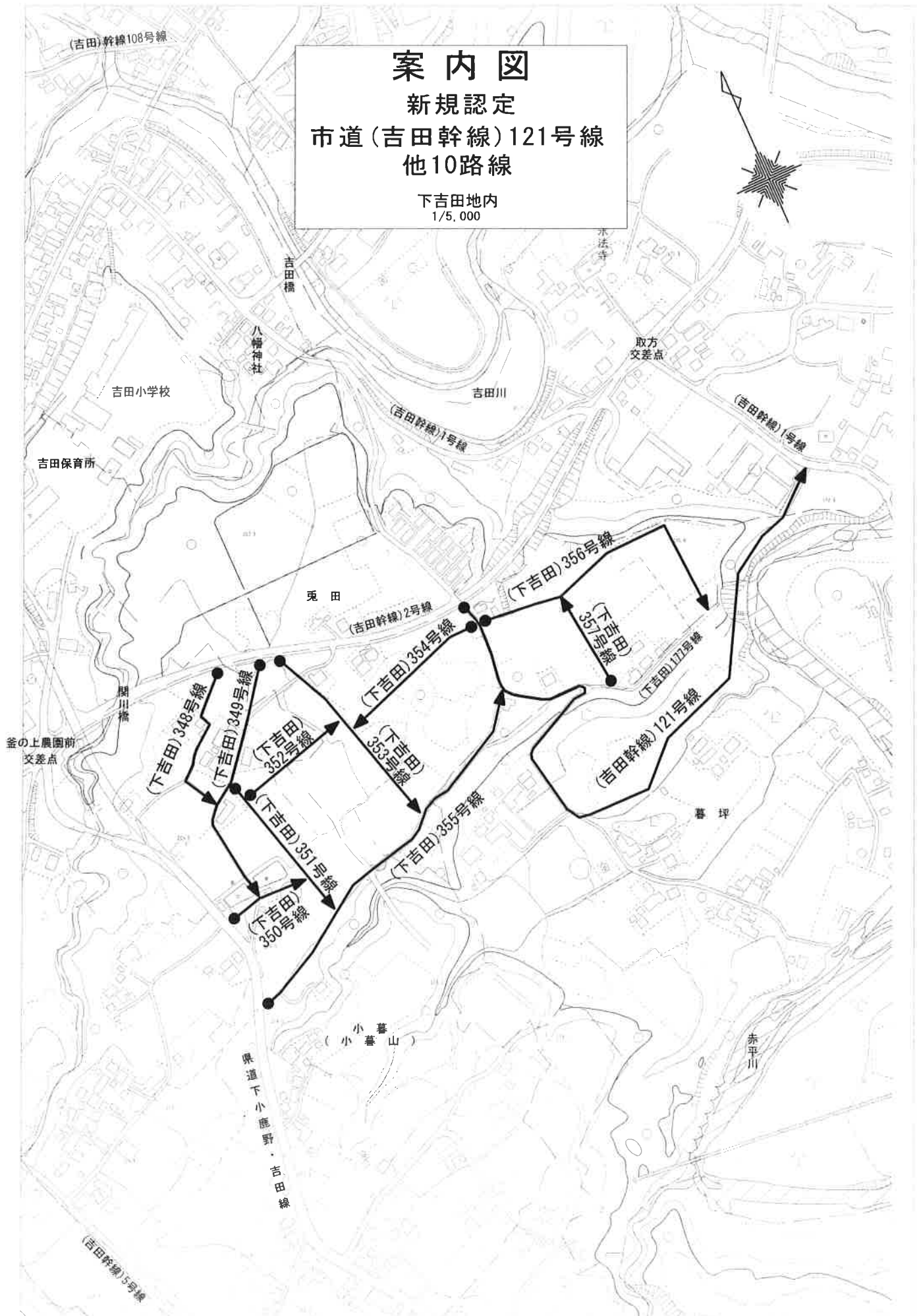
提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により提出する。

案内図

新規認定 市道(吉田幹線)121号線 他10路線

下吉田地内
1/5,000



案内図
新規認定
市道(下吉田)358号線
下吉田地内
1/5,000



議案第 2 号

市道の路線変更について

次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

路線名	旧新別	起 点	重要な 経過地
		終 点	
下吉田 1 7 2 号線	旧	秩父市下吉田字兔田 3 6 2 0 番 地先	
		秩父市下吉田字暮坪 2 9 3 9 番 地先	
	新	秩父市下吉田字暮坪 9 4 7 5 番 地先	
		秩父市下吉田字暮坪 2 9 3 9 番 地先	
下吉田 1 7 7 号線	旧	秩父市下吉田字取方 5 6 1 番 1 地先	
		秩父市下吉田字暮坪 3 0 3 6 番 1 地先	
	新	秩父市下吉田字取方 5 6 2 番 1 地先	
		秩父市下吉田字暮坪 9 4 9 9 番 地先	

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

路線を変更して管理したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

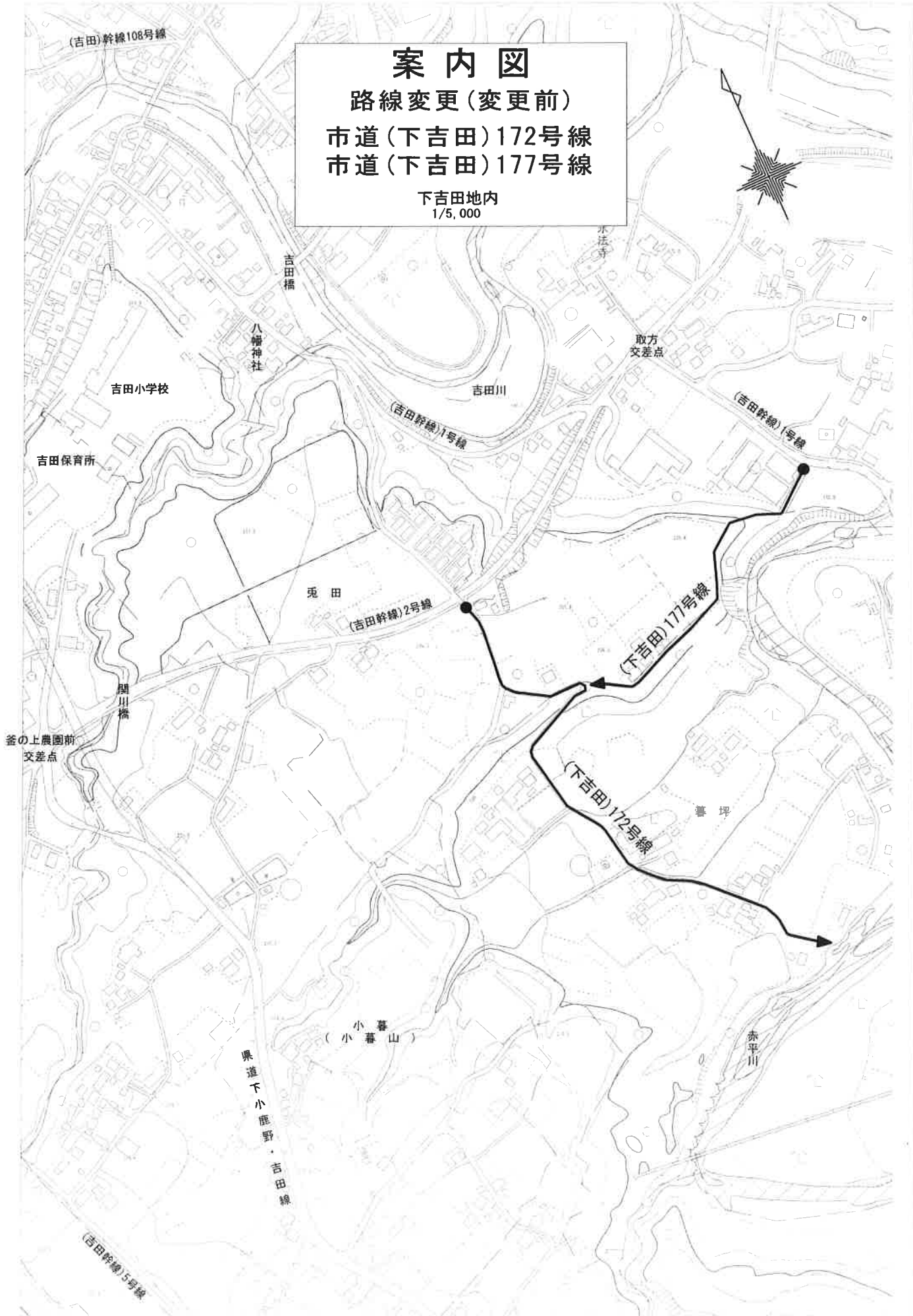
案内図

路線変更(変更前)

市道(下吉田)172号線

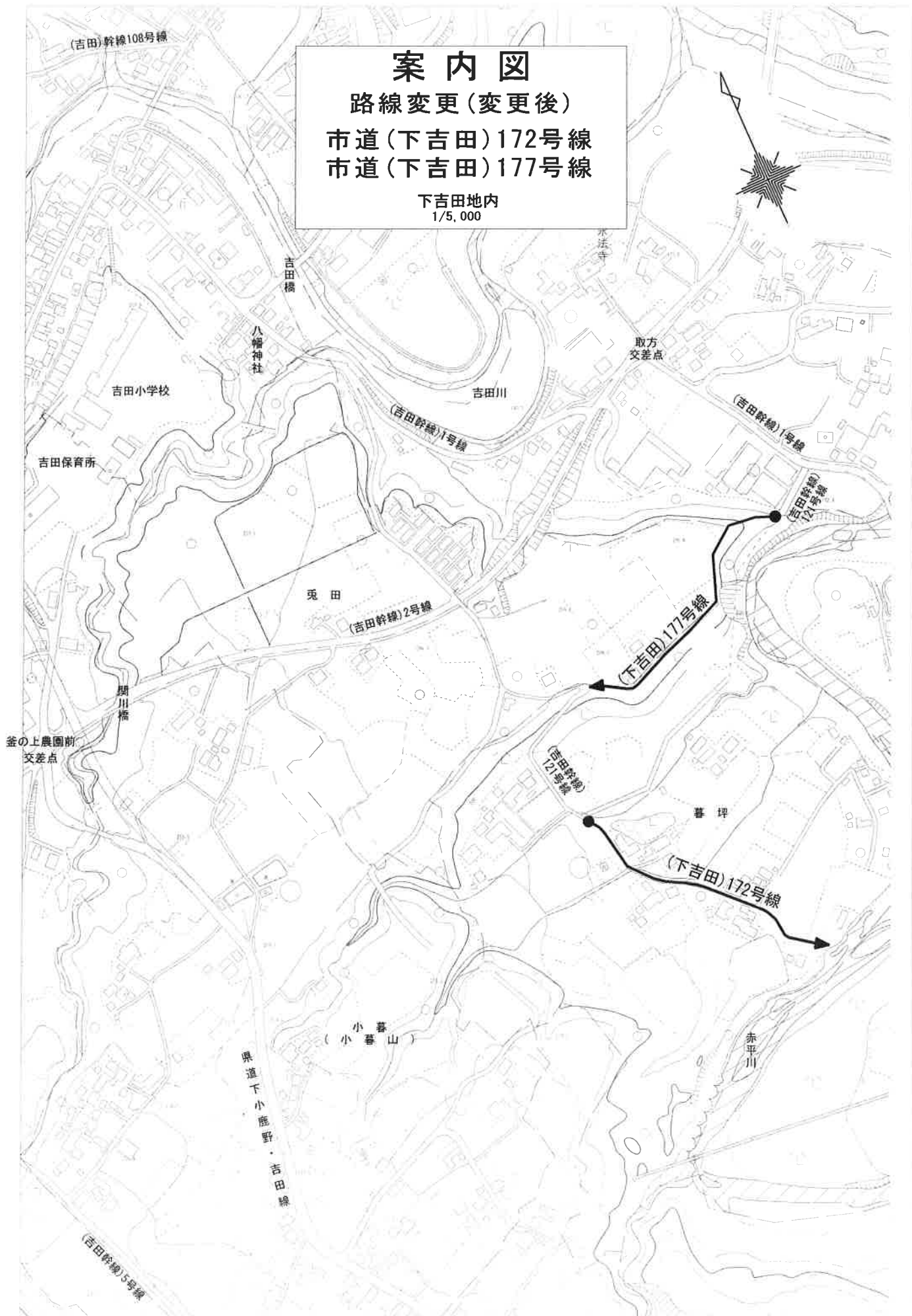
市道(下吉田)177号線

下吉田地内
1/5,000



案内図
路線変更(変更後)
市道(下吉田)172号線
市道(下吉田)177号線

下吉田地内
1/5,000



議案第 3 号

市道の廃止について

次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
下吉田 1 6 7 号線	秩父市下吉田字小暮 3 5 3 7 番 2 地先	
	秩父市下吉田字小暮 3 5 2 6 番 地先	
下吉田 1 6 8 号線	秩父市下吉田字小暮 3 5 2 6 番 地先	
	秩父市下吉田字兎田 3 6 3 0 番 地先	
下吉田 1 6 9 号線	秩父市下吉田字小暮 3 5 1 7 番 地先	
	秩父市下吉田字兎田 3 6 0 8 番 地先	
下吉田 1 7 3 号線	秩父市下吉田字暮坪 3 0 1 1 番 地先	
	秩父市下吉田字暮坪 2 9 8 8 番 地先	
下吉田 2 9 6 号線	秩父市下吉田字小暮 3 5 4 2 番 地先	
	秩父市下吉田字兎田 3 7 0 6 番 地先	
下吉田 3 0 2 号線	秩父市下吉田字兎田 3 7 1 2 番 地先	
	秩父市下吉田字兎田 3 7 1 1 番 地先	

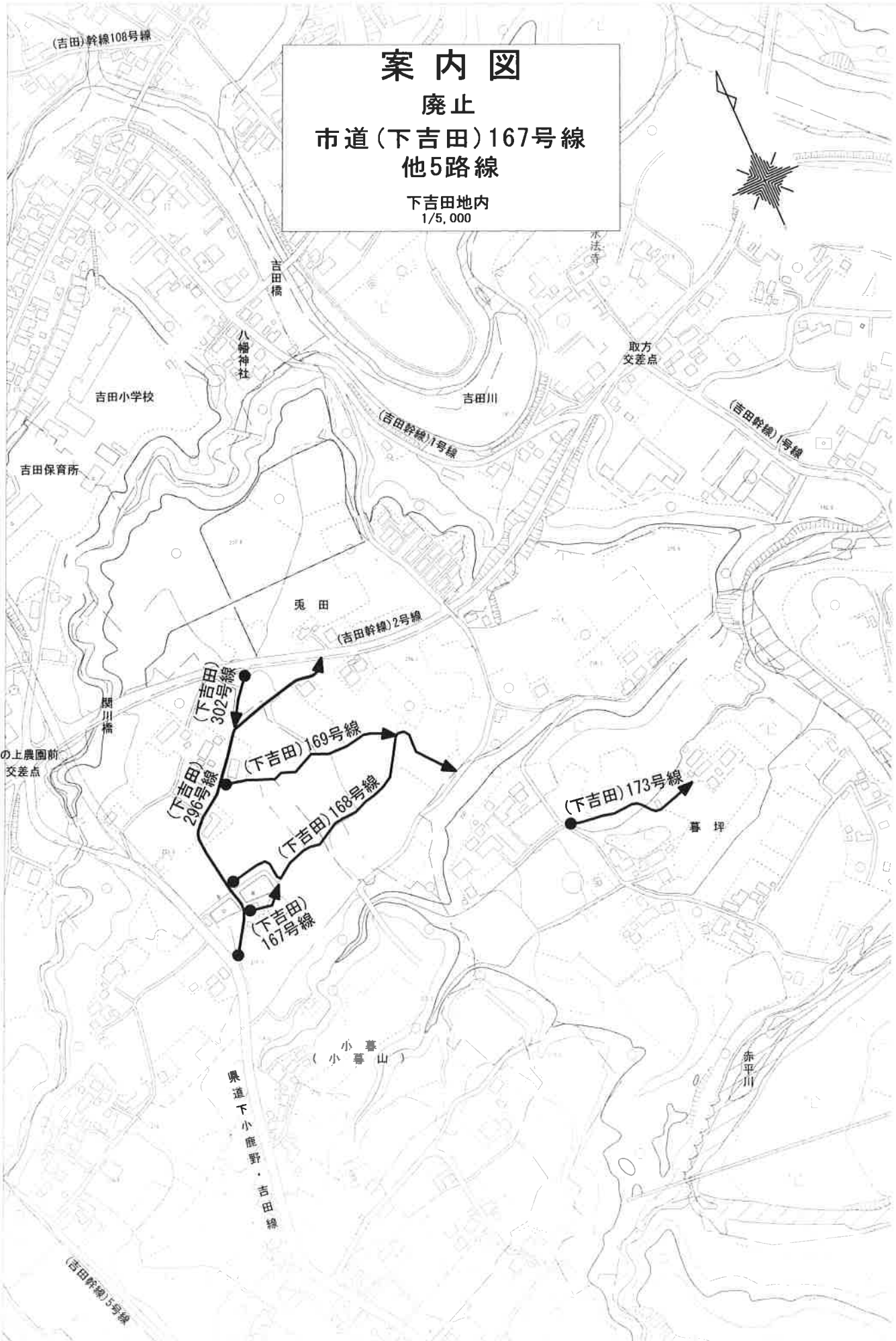
平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

市道を廃止したいため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

案内図
廃止
市道(下吉田)167号線
他5路線
 下吉田地内
 1/5,000



議案第4号

秩父市辺地に係る総合整備計画を定めることについて

秩父市辺地に係る総合整備計画を別冊のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市辺地に係る総合整備計画の期間が満了したことから新たに計画（平成27年度から平成31年度まで）を策定し、辺地とその他の地域との間における格差是正を図りたいため。

議案第5号

指定管理者の指定について（秩父市上吉田デイサービスセンター及び秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑）

秩父市上吉田デイサービスセンター及び秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上吉田3352番地1
- (2) 名称 秩父市上吉田デイサービスセンター
秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第6号

指定管理者の指定について（秩父市立養護老人ホーム長寿荘）

秩父市立養護老人ホーム長寿荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 秩父市立養護老人ホーム長寿荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第7号

指定管理者の指定について（秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑）

秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第 8 号

指定管理者の指定について（秩父市みどりの村関連施設）

秩父市みどりの村関連施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めらる。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上吉田 2070 番地
- (2) 名 称 秩父市みどりの村関連施設

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市下吉田 3272 番地 1
- (2) 名 称 特定非営利活動法人 やまなみ
- (3) 代表者 理事長 強矢 好光

3 指定する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設利用者の利便性の向上及び地域活性化を図ることを目的とし、特定非営利活動法人 やまなみを指定管理者に指定したいため。

議案第 9 号

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成 2 1 年秩父市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「変更し、又は」を「若しくは変更し、又は同協定の」に改め、同号を本則第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

総合振興計画は市の将来目標や施策の基本方針を定めた市の最上位計画であり、第 2 次総合振興計画を策定するにあたり、第 1 次総合振興計画策定時と同様、その基本構想を議会の議決を経て決定したいため。

議案第10号

秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

秩父市長等の給料の額の特例に関する条例（平成21年秩父市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

教育長の給料の額の特例について、平成27年3月31日をもって廃止したいため。

議案第11号

秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「8, 900円」を「10, 000円」に改め、同号オ中「11, 300円」を「12, 900円」に改め、同号カ中「13, 700円」を「15, 800円」に改め、同号キ中「16, 100円」を「18, 700円」に改め、同号ク中「18, 500円」を「21, 600円」に改め、同号ケ中「20, 900円」を「24, 400円」に改め、同号コ中「21, 800円」を「26, 200円」に改め、同号サ中「22, 700円」を「28, 000円」に改め、同号シ中「23, 600円」を「29, 800円」に改め、同号ス中「24, 500円」を「31, 600円」に改める。

附則第10項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第13項中「100分の0.975」を「100分の1.125」に、「100分の65」を「100分の75」に改める。

別表第1並びに別表第2イ医療職給料表(2)及びウ医療職給料表(3)を別記のように改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年秩父市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2条から第12条までを削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

第3条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年秩父市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第10項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第10条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の給与条例第10条第2項第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第10項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）から平成30年3月31日までの間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告等に準じ一般職職員の給与の改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	180,700	217,100	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	182,500	219,000	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	184,300	220,700	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	186,100	222,300	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	187,700	223,900	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	189,500	225,500	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	191,300	227,100	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	193,100	228,700	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	194,700	230,300	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	196,500	232,000	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	198,300	233,600	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	200,100	235,200	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	201,800	236,800	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	203,600	238,400	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	205,400	240,000	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	207,200	241,600	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	208,600	243,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	210,400	244,700	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	212,100	246,200	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	213,900	247,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	215,600	249,200	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	217,300	251,100	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	219,000	252,900	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	220,600	254,700	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	222,200	256,400	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	223,900	258,300	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	225,600	260,200	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	227,200	261,900	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	228,700	263,900	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	230,300	265,800	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	231,800	267,600	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	233,200	269,500	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	234,600	271,200	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	235,800	273,100	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	237,000	275,000	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	238,300	276,800	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	239,600	278,500	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	241,000	280,400	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	242,300	282,200	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	243,600	284,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	244,600	285,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	246,100	287,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	247,700	289,300	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	249,200	291,100	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	250,600	292,800	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	252,000	294,500	347,300	368,000	395,200	436,700	466,700
	47	206,400	253,400	296,200	348,800	368,900	395,900	437,100	467,000
	48	207,700	254,800	297,800	350,300	369,800	396,600	437,800	467,300
	49	208,800	256,000	299,500	351,900	370,700	397,200	438,300	467,600
	50	209,900	257,300	301,200	352,700	371,500	397,800	438,700	467,900
	51	211,000	258,700	302,800	353,900	372,300	398,300	439,100	468,200
	52	212,100	260,100	304,500	354,900	373,100	398,700	439,500	468,500
	53	213,300	261,400	305,700	355,800	373,800	399,100	439,900	468,800
	54	214,300	262,500	307,200	356,900	374,500	399,400	440,300	469,100
	55	215,300	263,800	308,800	357,800	375,200	399,700	440,700	469,400
	56	216,300	265,100	310,400	358,900	375,900	400,000	441,000	469,700
	57	217,100	266,200	312,000	359,800	376,400	400,300	441,300	470,000
	58	218,100	267,300	313,600	360,500	377,000	400,600	441,700	470,300
	59	219,000	268,600	315,200	361,200	377,600	400,900	442,000	470,600
	60	220,000	269,900	316,700	361,900	378,300	401,200	442,300	470,900
	61	220,800	271,000	318,200	362,300	378,700	401,500	442,600	471,200
	62	221,800	272,000	319,400	362,900	379,400	401,800	442,900	471,500
	63	222,800	273,100	320,600	363,600	380,000	402,100	443,200	471,800
	64	223,800	274,200	321,800	364,300	380,600	402,400	443,500	472,100
再 任 職 員 以 外 の 職 員	65	224,500	275,400	322,500	364,600	381,000	402,700	443,800	472,400
	66	225,500	276,400	323,400	365,300	381,600	403,000	444,100	472,700
	67	226,500	277,300	324,200	366,000	382,200	403,300	444,400	473,000
	68	227,600	278,300	325,000	366,700	382,800	403,600	444,700	473,300

69	228,400	279,100	325,900	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	280,000	326,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	280,800	327,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	281,700	327,800	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	282,700	328,600	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	283,500	329,300	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	284,300	330,000	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	285,100	330,700	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	285,900	331,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	286,400	331,800	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	286,800	332,300	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	287,300	332,900	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	287,400	333,200	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	287,800	333,700	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	288,000	334,100	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	288,400	334,600	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	288,600	335,000	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	288,800	335,500	375,900	389,000			
87	241,700	289,200	336,000	376,300	389,300			
88	242,400	289,500	336,500	376,700	389,500			
89	243,100	289,800	336,800	377,100	389,700			
90	243,600	290,100	337,200	377,600	390,000			
91	244,100	290,400	337,700	378,000	390,300			
92	244,600	290,800	338,100	378,400	390,500			
93	244,900	291,100	338,400	378,700	390,700			
94		291,500	338,800					
95		291,800	339,300					
96		292,200	339,700					
97		292,300	339,900					
98		292,500	340,300					
99		292,900	340,800					
100		293,300	341,200					
101		293,500	341,300					
102		293,800	341,800					
103		294,200	342,200					
104		294,600	342,500					
105		294,800	342,800					
106		295,100	343,200					
107		295,500	343,600					
108		295,800	344,000					
109		296,000	344,500					
110		296,300	344,900					
111		296,700	345,300					
112		297,000	345,700					
113		297,200	346,200					
114		297,600	346,600					
115		298,000	346,900					
116		298,300	347,200					
117		298,400	347,700					
118		298,700						
119		299,000						
120		299,400						
121		299,600						
122		299,800						
123		300,100						
124		300,400						
125		300,800						
126		301,000						
127		301,300						
128		301,600						
129		301,900						
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,700	189,900	242,000	275,700	323,700
	2	156,300	191,500	243,400	277,800	325,700
	3	157,900	193,100	244,700	280,000	327,900
	4	159,500	194,700	246,100	282,200	330,100
	5	161,100	196,300	247,400	284,400	332,100
	6	162,700	197,900	248,700	286,500	334,300
	7	164,300	199,500	250,000	288,700	336,400
	8	165,900	201,100	251,300	290,900	338,600
	9	167,500	202,700	252,700	292,900	340,600
	10	169,100	204,300	253,700	295,100	342,700
	11	170,700	205,900	254,900	297,200	344,900
	12	172,300	207,500	256,100	299,400	347,000
	13	173,900	209,100	257,400	301,600	348,700
	14	175,500	210,700	259,100	303,600	350,700
	15	177,100	212,300	260,700	305,700	352,600
	16	178,700	213,900	262,300	307,700	354,600
	17	180,300	215,500	263,900	309,900	356,600
	18	181,900	217,100	265,800	311,900	358,600
	19	183,500	218,700	267,600	314,000	360,600
	20	185,100	220,300	269,500	316,100	362,600
	21	186,600	221,700	271,300	318,000	364,400
	22	188,200	223,300	273,100	320,000	366,400
	23	189,800	224,800	275,000	321,900	368,500
	24	191,300	226,400	276,800	323,900	370,600
	25	192,900	227,900	278,600	325,900	372,000
	26	194,600	229,400	280,500	327,800	373,800
	27	196,200	230,800	282,400	329,800	375,600
	28	197,900	232,200	284,200	331,800	377,300
	29	199,500	234,000	286,200	333,400	379,100
	30	201,100	235,400	288,100	335,200	380,600
	31	202,700	236,700	289,900	336,900	382,200
	32	204,300	238,100	291,800	338,700	383,900
	33	205,800	239,400	293,600	340,500	385,200
	34	207,500	240,700	295,300	342,300	386,500
	35	209,200	242,000	297,100	344,200	387,800
	36	210,900	243,300	298,900	346,000	389,000
	37	212,200	244,700	300,400	347,800	390,100
	38	213,700	245,800	302,100	349,500	391,300
	39	215,100	247,000	303,800	351,100	392,400
	40	216,600	248,200	305,400	352,800	393,500
	41	218,000	249,400	307,200	354,000	394,300
	42	219,400	251,000	308,900	355,100	395,100
	43	220,800	252,500	310,500	356,300	395,900
	44	222,100	254,000	312,200	357,500	396,700
	45	223,600	255,500	313,400	358,700	397,100
	46	225,000	257,300	314,800	359,500	397,700
	47	226,600	259,100	316,300	360,700	398,200
	48	228,000	260,800	317,900	361,800	398,600

	49	229,500	262,300	319,400	362,800	399,000
	50	230,900	264,100	320,700	363,800	399,300
	51	232,100	265,800	321,900	364,800	399,600
	52	233,400	267,600	323,200	365,800	399,900
	53	234,900	269,100	324,300	366,600	400,200
	54	236,200	270,800	325,300	367,400	400,500
	55	237,500	272,500	326,400	368,300	400,800
	56	238,900	274,200	327,400	369,200	401,100
	57	240,200	275,900	327,900	369,700	401,400
	58	241,600	277,500	328,800	370,500	401,700
	59	242,900	279,200	329,600	371,300	402,000
	60	244,000	280,900	330,500	372,100	402,400
	61	245,200	282,500	331,300	372,500	402,600
	62	246,700	284,200	331,600	373,200	402,900
	63	248,300	285,900	332,200	373,900	403,200
	64	249,800	287,500	332,900	374,600	403,500
	65	251,400	288,900	333,500	375,000	403,700
	66	252,800	290,500	334,200	375,600	
	67	254,200	292,000	334,900	376,300	
	68	255,600	293,600	335,600	376,900	
	69	256,700	295,000	336,300	377,300	
	70	258,100	296,500	336,800	377,800	
	71	259,500	297,900	337,400	378,300	
	72	260,900	299,400	338,000	378,800	
	73	261,900	300,700	338,300	379,400	
	74	263,200	301,900	338,900	379,900	
	75	264,500	303,200	339,400	380,500	
	76	265,800	304,600	340,000	381,100	
	77	266,800	305,900	340,500	381,600	
	78	268,000	307,100	341,000	382,100	
	79	269,300	308,400	341,500	382,600	
	80	270,600	309,600	341,900	383,100	
	81	271,600	311,000	342,200	383,400	
	82	272,700	311,800	342,500	383,900	
	83	273,800	312,600	342,900	384,300	
	84	274,900	313,400	343,200	384,700	
	85	276,000	314,000	343,700	385,100	
	86	277,000	314,700	344,000		
	87	278,100	315,400	344,300		
	88	279,200	316,000	344,600		
	89	280,100	316,700	345,000		
	90	280,800	316,900	345,300		
	91	281,400	317,500	345,700		
	92	282,200	318,100	346,000		
	93	283,000	318,700	346,400		
	94	283,600	319,200	346,700		
	95	284,200	319,700	347,000		
	96	284,800	320,200	347,300		
	97	285,500	320,800	347,600		
	98	286,000	321,300	348,000		
	99	286,400	321,700	348,400		
	100	286,800	322,200	348,800		

再任
用職
員以
外の
職員

101	287,000	322,700	349,300		
102	287,200	323,100	349,700		
103	287,400	323,300	350,100		
104	287,600	323,700	350,500		
105	288,000	324,100	351,000		
106	288,200	324,500			
107	288,400	324,900			
108	288,600	325,300			
109	289,000	325,600			
110	289,200	325,800			
111	289,400	326,200			
112	289,700	326,500			
113	290,100	326,700			
114	290,400	327,000			
115	290,600	327,300			
116	290,900	327,600			
117	291,200	327,800			
118	291,400	328,100			
119	291,600	328,500			
120	291,900	328,700			
121	292,200	328,800			
122		329,100			
123		329,500			
124		329,700			
125		329,900			
126		330,300			
127		330,700			
128		331,100			
129		331,300			
再任用職員	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	188,200	250,800	273,900	326,900
	2	159,800	190,000	251,800	275,800	329,100
	3	161,900	191,800	252,800	277,700	331,200
	4	164,000	193,600	253,800	279,600	333,400
	5	166,100	195,400	254,800	281,500	335,600
	6	168,200	197,200	255,800	283,400	337,700
	7	170,300	199,000	256,800	285,400	339,900
	8	172,400	200,800	257,900	287,400	342,000
	9	174,500	202,600	258,900	289,200	343,700
	10	176,600	204,400	260,000	291,000	345,700
	11	178,700	206,200	260,900	292,900	347,600
	12	180,800	208,000	262,000	294,800	349,600
	13	182,900	209,800	263,300	296,700	351,700
	14	185,000	211,600	264,100	298,600	353,800
	15	187,100	213,400	265,400	300,400	355,900
	16	189,200	215,200	266,700	302,300	357,900
	17	191,300	217,000	268,000	304,000	359,900
	18	193,600	218,800	269,500	305,700	361,900
	19	195,900	220,600	270,800	307,500	364,000
	20	198,200	222,400	272,300	309,300	366,100
	21	200,600	224,200	273,700	311,200	367,800
	22	202,000	226,000	275,200	312,800	369,900
	23	203,400	227,800	276,600	314,500	372,000
	24	204,800	229,600	278,100	316,200	374,000
	25	206,200	231,400	279,700	317,700	376,000
	26	207,700	233,200	281,300	319,300	377,600
	27	209,200	235,000	282,800	320,900	379,500
	28	210,500	236,800	284,300	322,400	381,400
	29	211,900	238,200	285,600	324,100	383,200
	30	213,400	239,600	287,400	325,500	384,900
	31	214,900	240,800	289,200	327,000	386,800
	32	216,400	242,100	290,900	328,600	388,600
	33	217,800	243,300	292,500	330,000	390,300
	34	219,500	244,400	294,200	331,500	392,000
	35	221,200	245,400	295,800	332,900	393,800
	36	222,900	246,500	297,500	334,400	395,500
	37	224,300	247,800	299,000	336,100	397,100
	38	226,000	248,900	300,500	337,600	398,800
	39	227,700	249,900	302,100	339,200	400,600
	40	229,400	250,900	303,700	340,700	402,400
	41	231,000	251,900	305,200	342,400	403,900
	42	232,400	252,900	306,700	344,000	405,400
	43	233,700	254,000	308,300	345,500	406,900

44	234,900	255,000	309,900	347,100	408,200
45	236,300	256,000	311,500	348,300	409,300
46	237,400	257,000	312,900	349,800	410,400
47	238,400	258,100	314,300	351,300	411,500
48	239,600	259,200	315,800	352,700	412,700
49	240,800	260,400	316,900	354,300	414,000
50	241,900	261,900	318,300	355,300	415,100
51	242,900	263,200	319,700	356,800	416,300
52	244,000	264,600	321,200	358,100	417,400
53	244,900	266,000	322,400	359,500	418,600
54	245,900	267,600	323,800	360,900	419,600
55	246,900	269,200	325,100	362,200	420,700
56	247,900	270,700	326,400	363,600	421,800
57	248,900	272,300	327,800	365,100	422,900
58	249,900	273,800	329,200	366,300	423,400
59	251,000	275,200	330,600	367,400	424,000
60	252,100	276,600	331,900	368,600	424,400
61	253,100	278,200	332,800	369,700	425,000
62	254,500	279,600	334,100	370,600	425,500
63	255,700	281,100	335,300	371,600	425,900
64	257,000	282,500	336,600	372,600	426,400
65	258,300	284,100	337,700	373,200	427,000
66	259,900	285,700	338,600	374,000	427,400
67	261,400	287,200	339,800	374,800	427,700
68	262,900	288,800	341,100	375,600	428,000
69	264,500	290,200	342,200	376,300	428,400
70	266,100	291,600	343,400	377,000	
71	267,600	293,100	344,600	377,800	
72	269,200	294,600	345,700	378,500	
73	270,600	295,900	346,700	379,100	
74	272,100	297,200	347,700	379,700	
75	273,600	298,600	348,800	380,400	
76	275,000	300,000	349,900	381,000	
77	276,600	301,500	350,700	381,700	
78	278,100	302,800	351,800	382,200	
79	279,600	304,200	352,900	382,800	
80	281,100	305,600	354,000	383,300	
81	282,300	306,700	354,700	383,700	
82	283,800	307,900	355,500	384,300	
83	285,300	309,200	356,300	384,800	
84	286,700	310,600	357,000	385,100	
85	287,900	311,700	357,600	385,400	
86	289,300	313,000	358,100	385,900	
87	290,700	314,300	358,700	386,300	
88	292,000	315,500	359,200	386,600	
89	293,500	316,800	359,800	386,900	
90	294,800	318,100	360,300	387,400	

再任
用職
員以
外の
職員

91	296,000	319,400	360,900	387,900
92	297,300	320,700	361,400	388,300
93	298,100	321,400	361,800	388,600
94	299,300	322,500	362,200	389,000
95	300,500	323,600	362,800	389,500
96	301,700	324,500	363,300	389,900
97	302,800	325,800	363,600	390,300
98	304,000	326,500	364,100	
99	305,200	327,600	364,500	
100	306,300	328,800	364,800	
101	307,600	329,900	365,400	
102	308,800	331,100	365,900	
103	310,000	332,200	366,400	
104	311,200	333,400	366,900	
105	312,000	334,500	367,500	
106	312,700	335,600	368,000	
107	313,400	336,600	368,500	
108	314,000	337,700	368,900	
109	314,700	338,600	369,500	
110	315,000	339,600	370,000	
111	315,600	340,500	370,500	
112	316,300	341,500	371,000	
113	316,700	342,500	371,600	
114	317,300	343,300	372,000	
115	317,900	344,100	372,500	
116	318,500	344,900	373,000	
117	318,900	345,500	373,600	
118	319,400	346,100		
119	319,900	346,800		
120	320,400	347,400		
121	320,800	347,800		
122	321,200	348,200		
123	321,500	348,700		
124	321,800	349,100		
125	322,200	349,600		
126	322,600	350,000		
127	323,000	350,500		
128	323,300	350,900		
129	323,500	351,200		
130	323,800	351,700		
131	324,200	352,100		
132	324,400	352,400		
133	324,600	352,900		
134	324,900	353,400		
135	325,200	353,900		
136	325,500	354,400		
137	325,700	354,900		

138	326,000	355,400			
139	326,400	355,900			
140	326,600	356,300			
141	326,700	356,700			
142	327,000	357,100			
143	327,400	357,600			
144	327,600	358,100			
145	327,900	358,500			
146	328,300	359,000			
147	328,700	359,500			
148	329,100	360,000			
149	329,400	360,300			
150	329,800				
151	330,200				
152	330,600				
153	330,900				
154	331,300				
155	331,600				
156	332,000				
157	332,300				
158	332,700				
159	333,100				
160	333,500				
161	333,800				
162	334,200				
163	334,600				
164	335,000				
165	335,300				
再任用職員	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第 12 号

秩父市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

秩父市役所出張所設置条例（平成 17 年秩父市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則の表秩父市役所浦山出張所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

証明書の交付件数等の利用状況を勘案し、平成 27 年 3 月 31 日をもって秩父市役所浦山出張所を廃止したいため。

議案第13号

秩父市温水プール条例の一部を改正する条例

秩父市温水プール条例（平成17年秩父市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「、市長」を「市長」に改める。

第4条第1項第2号中「3日」を「同月3日」に、「31日」を「同月31日」に改める。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「使用料」を「当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第2項中「前項の使用料」を「利用料金」に、「許可」を「利用の許可」に改め、同条第3項中「第1項の使用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「第1項の使用料」を「利用料金の額」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長の承認を得て」を削り、「前条第1項の使用料」を「市長の承認を得て、利用料金」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表第2使用料の欄中「使用料」を「利用料金」に改め、同表中「個人使用料」を「個人利用」に、「高齢者・障害者」を「障害者」に、「年間利用券」を「年間利用」に、「専用使用料（1コース）」を「専用（団体）利用（1コースにつき）」に改め、同表備考第1号中「、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい」を削り、同表備考第2号及び第3号を次のように改める。

2 「年間利用」とは、利用の許可を受けた者及びその者と同一世帯に属する者が年間利用券により年間を通じて利用する場合をいう。この場合において、別表第1の利用時間の区分ごとに利用できる人数は、1人を限度とする。

3 「専用（団体）利用」とは、20人以上の団体で専用して利用する場合をいう。この場合において、1回に専用することができるコースの数は、原則として3コースを限度とする。

別表第2備考第4号を削り、同表備考第5号中「使用料について」を「利用料金の額」に、「使用料の金額」を「利用料金の額に、当該額」に改め、同号を同表備考第4号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「高齢者・障害者」を「障害者」に改める部分及び備考第1号の改正規定に限る。）は、平成

27年6月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

無料となっている65歳以上の高齢者の利用料金について、平成27年6月1日から一般の利用者と同様の利用料金にする等、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市文化体育センター条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市文化体育センター条例（平成17年秩父市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）を」の次に「秩父市大野原1470番地に」を加える。

第2条を次のように改める。

（センターの所管）

第2条 センターは、秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する。

第3条の見出し中「センターの所管及び」を削り、同条中「センターは、秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管し」を「教育委員会は」に改める。

第4条第1号中「使用」を「利用」に改める。

第5条第1項第1号中「祝日に当たる」を「休日に当たる」に改める。

第8条第3項中「教育委員会の承認を得て」を削る。

第11条第1項中「センターの」を削り、同条第2項中「あるときは」の次に「、利用者に対し」を加える。

第14条中「センターの利用者」を「利用者」に改める。

第17条を次のように改める。

（利用料金）

第17条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、利用の許可を受けたときに納付するものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として指定管理者に収受させる。

4 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

第18条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「前条第1項の使用料」を「利用料金」に改める。

第19条の見出し及び同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「還付する」を「還付することができる」に改める。

第20条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

施設の利用料金

利用区分				金額	
専用（団体）利用	第1アリーナ	アマチュアの 体育、スポーツ、レクリエーション等での利用（以下「アマチュア利用」という。）	全面	一般	5,180円
				児童・生徒	2,580円
			半面	一般	2,590円
				児童・生徒	1,290円
			バドミントンコート 1面	一般	640円
				児童・生徒	320円
	アマチュア利用以外	平日	7,770円		
		土曜日、日曜日及び休日	11,660円		
	第2アリーナ	アマチュア利用	全面	一般	2,580円
				児童・生徒	1,280円
			半面	一般	1,290円
				児童・生徒	640円
アマチュア利用以外		平日	5,180円		
		土曜日、日曜日及び休日	7,770円		
トレーニング室兼健康相談室			一般	3,240円	
			児童・生徒	1,620円	
相撲場			一般	1,080円	
			児童・生徒	540円	
研修室			一般	1,080円	
			児童・生徒	540円	
武道場		全面	一般	2,160円	
			児童・生徒	1,080円	
		半面	一般	1,080円	
			児童・生徒	540円	

	卓球室	一般	640円
		児童・生徒	320円
	会議室（1室1回につき）		320円
	温水シャワー（30分につき）		320円
個人利用	トレーニング室兼健康相談室	一般及び高校生	320円
		高齢者及び障害者	無料
	温水シャワー（10分につき）		50円
	トレーニング室兼健康相談室及び温水シャワー以外の施設	一般	100円
		児童・生徒	50円
		高齢者及び障害者	無料

備考

- 「専用（団体）利用」とは、専用して利用する場合又はおおむね10人以上の団体で利用する場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、幼児、小学生、中学生又は高校生が利用する場合（専用（団体）利用にあつては、これらの者が利用者の半数を超える場合）をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者が利用する場合をいい、「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳又は埼玉県の療育手帳制度に基づく療育手帳のいずれかの交付を受けた者が利用する場合をいい、「一般」とは、児童・生徒、高齢者及び障害者以外の場合（専用（団体）利用にあつては、幼児、小学生、中学生及び高校生以外の者が利用者の半数以上の場合）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までのうち休日を除く日をいう。
- この表の金額は、会議室及び温水シャワーを除き2時間当たりの利用料金とし、照明の利用料金を含むものとする。
- この表の規定にかかわらず、市内に住所、事務所若しくは事業所を有し、又は勤務している者（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合

(専用(団体)利用にあつては、市民等以外の者が利用者の半数以上の場合)の利用料金は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。

6 この表及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

(1) 入場者から入場料金その他これに類する料金(以下「入場料金等」という。)を徴収して利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 第1アリーナを利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に、入場者1人1回につき徴収する入場料金等の最高額に100を乗じて得た額を加算した額

イ 第2アリーナを体育競技で利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に2を乗じて得た額

ウ 第2アリーナを体育競技以外で利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に5を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、営利又は宣伝を目的として利用する場合 この表又は前項の規定により算定された額に5を乗じて得た額

7 この表、第5項及び前項の規定にかかわらず、利用時間外の利用料金は、利用時間外の利用1時間(その時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)につき、この表、第5項又は前項の規定により算定された額に100分の75を乗じて得た額とする。

8 特殊な電気設備をした場合は、この表又は前3項の規定による利用料金とは別に、その実費相当額を徴収する。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第17条関係)

附属設備及び備品の利用料金

利用区分			金額	
冷暖房(2時間につき)	第1アリーナ	アマチュア利用	5,400円	
		アマチュア利用以外	平日	8,100円
			土曜日、日曜日及び休日	12,150円

	トレーニング室兼健康相談室	1,080円	
	相撲場	1,080円	
	研修室	1,080円	
	武道場	全面	2,160円
		半面	1,080円
放送器具一式(1回につき)	第1アリーナ・武道場	2,160円	
	第2アリーナ・卓球室	1,080円	
移動ステージ(1回につき)		2,160円	
電光得点掲示板(1回につき)		2,160円	
長机(1卓1回につき)		50円	
椅子(1脚1回につき)		10円	

備考

- 1 附属設備及び備品は、施設の専用(団体)利用をする場合に限り利用できる。
- 2 別表第1備考第1項、第3項、第5項、第6項(第1号アに係る部分を除く。)及び第7項の規定は、この表において準用する。

第2条 秩父市文化体育センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1個人利用の項中「高齢者及び」を削り、同表備考第2項中「、「高齢者」とは、65歳以上の者が利用する場合をいい」及び「、「高齢者」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年6月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

無料となっている65歳以上の高齢者の利用料金について、平成27年6月1日から一般の利用者と同様の利用料金にする等、所要の改正を行いたいため。

議案第15号

秩父市体育施設条例の一部を改正する条例

秩父市体育施設条例（平成17年秩父市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第1馬場の項中「秩父市宮地馬場」を「秩父市羊山公園馬場」に、「秩父市大宮5373番地2」を「秩父市大宮6314番地」に改める。

別表第3馬場の項中「秩父市宮地馬場」を「秩父市羊山公園馬場」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市宮地馬場の羊山公園への移転に伴い、名称及び位置を変更したいため。

議案第16号

秩父市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市保育所条例の一部を改正する条例（平成26年秩父市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち秩父市保育所条例第8条を第13条とする改正規定中「第13条」を「第12条」に改める。

第2条中秩父市保育所条例第7条第1項を改め、同条を第12条とする改正規定を次のように改める。

第7条を削る。

第2条のうち秩父市保育所条例第6条を改め、同条を第11条とする改正規定中「改め」を「、「納めなければならない」を「指定された納期限までに納付しなければならない」に改め」に改める。

第2条のうち秩父市保育所条例第5条を改め、同条を第10条とする改正規定中「入所児童」を「市立保育所に入所する児童」に、「当該入所児童の」を「当該児童の」に改める。

第2条のうち秩父市保育所条例第3条の見出し及び同条第1項を改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を第7条とし、同条の次に1条を加える改正規定中第8条に次の1項を加える。

4 第4条第4項、第5条及び第6条の規定は、前項の延長保育料について準用する。

第2条のうち秩父市保育所条例第2条の次に4条を加える改正規定中第3条及び第4条を次のように改める。

（入所児童）

第3条 市立保育所に入所することができる児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 市内に住所を有する児童であつて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める児童

（保育料の納付）

第4条 市立保育所に入所する児童（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。以下「入所児童」という。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、法第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法第27条第5項(法第28条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により市長が入所児童の保護者に代わって法第27条第1項の施設型給付費又は法第28条第1項の特例施設型給付費を受領するときは、当該入所児童の保護者は、第1項の保育料のうち、秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例(平成26年秩父市条例第33号)第3条に規定する額(当該入所児童の保護者が本市以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。)に住所を有する場合にあっては、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する市町村が定める額として当該市町村が定める額)の保育料を納付しなければならない。
- 4 第1項及び前項の保育料(以下「保育料」という。)は、指定された納期限までに納付しなければならない。

附則第1項中「次項」の次に「から附則第4項まで」を加える。

附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市立保育所条例(次項において「新条例」という。)第4条第1項の保育料の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法第27条第3項第1号若しくは第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)又は法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市が定める額の合計額とする。
- 3 新条例第4条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は第28条第2項第1号若しくは第2号」とあるのは、「若しくは第28条第2項第1号又は附則第9条第1項第2号ロ(1)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とすることとし、施設型給付費等の代理受領に関する規定を整備するとともに、秩父市以外の市町村で支給認定された児童が市立保育所を利用する場合に徴収する保育料の規定を追加する等、所要の改正を行いたいため。

議案第17号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第2項各号」の次に「並びに附則第9条第1項各号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置に対する規定を追加する等、所要の改正を行いたいため。

議案第18号

秩父市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

秩父市立養護老人ホーム条例（平成17年秩父市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市は、」を削り、「老人を」を「高齢者を」に、「養護老人ホームを」を「秩父市立養護老人ホーム長寿荘（以下「長寿荘」という。）を秩父市蒔田1977番地に」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（業務）

第2条 長寿荘は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 長寿荘に入所する者（以下「入所者」という。）の養護に関すること。
- (2) その他長寿荘の設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

（定員）

第3条 長寿荘の定員は、50人とする。

（入所者の資格）

第4条 長寿荘に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第11条第1項第1号に掲げる措置を必要とする者
- (2) その他市長が必要と認める者

第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

（使用料）

第5条 前条第2号に該当することにより長寿荘に入所した者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した措置費用の額の範囲内において市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（損害賠償）

第6条 入所者は、自己の責めに帰すべき理由により、長寿荘の施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は長寿荘の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの禁止等）

第7条 市長は、長寿荘の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、長寿荘の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、長寿荘の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第7条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

指定管理者による管理に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第19号

秩父市立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

秩父市立特別養護老人ホーム条例（平成17年秩父市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「秩父市立特別養護老人ホーム」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第3項の規定に基づき、秩父市立特別養護老人ホーム偕楽苑」に改め、同条第2項を削る。

第2条第1号中「入所者」を「偕楽苑の入所者（短期入所者を含む。以下「入所者」という。）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「必要な事業に関する」を「市長が必要と認める」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条から第5条までを次のように改める。

（定員）

第3条 偕楽苑の定員は、120人（うち短期入所者の定員は、20人）とする。

（入所の許可）

第4条 偕楽苑に入所しようとする者（法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置に係る者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、偕楽苑に入所しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないことができる。

- (1) 感染性疾患を有する者
- (2) 疾病又は負傷のため、医師が入所困難と認めた者
- (3) その他偕楽苑に入所させることが不相当と認められる者

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る入所について条件を付することができる。

（入所の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第5条 市長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は偕楽苑の管理上必要があるときは、当該許可に係る入所の条件を変更し、若しくは入所を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 前条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって前条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 偕楽苑内の秩序を著しく乱したとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、入所者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第6条中「第4条第1項の承認を受けて入所した者」を「法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置に係る者」に、「使用料」を「額の使用料」に改める。

第7条中「使用料」を「前条の使用料」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条（見出しを含む。）中「立ち入り」を「立入り」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、偕楽苑の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、偕楽苑の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 偕楽苑の入所の許可に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に偕楽苑の管理を行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、偕楽苑の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第6条各号に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合における第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「当該各号に」とあるのは「指定管理者が」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「と

きは、市長の承認を得て」とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第8条 入所者は、自己の責めに帰すべき理由により、偕楽苑の施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は偕楽苑の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の秩父市立特別養護老人ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の秩父市立特別養護老人ホーム条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

指定管理者による管理に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第20号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「22,460円」を「29,160円」に改め、同条第2号中「22,460円」を「42,120円」に改め、同条第3号中「39,310円」を「45,360円」に改め、同条第4号中「56,160円」を「55,080円」に改め、同条第9号中「117,930円」を「162,000円」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 136,080円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 149,040円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第8号中「101,080円」を「116,640円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ（2）」を「第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 103,680円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第2条第7号中「89, 850円」を「102, 380円」に改め、同号ア中「400万円」を「290万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)、次号イ」を「第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「70, 200円」を「81, 000円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ(2)、次号イ又は第8号イ」を「第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「64, 580円」を「74, 520円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「係る者」を「係る部分」に、「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64, 800円

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第4号ロ」を「第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第2条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第39条第1項第1号から第4号」を「第39条第1項第1号から第5号」に、「第2条第5号から第8号」を「第2条第6号から第12号」に改める。

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

7 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

介護保険事業の健全な運営が図られるよう、平成27年度から平成29年度までの介護保険の保険料等について、所要の改正を行いたいため。

議案第21号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第44条第2項中「第43条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第88条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第93条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第110条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第130条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第151条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

(秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」の次に「の規定」を加える。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第10条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第45条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

(秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年秩父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

(秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第44条第2項及び第93条第6号の改正規定を除く。）及び第2条中秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第10条第2項の改正規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、条文の整理を行いたいため。

議案第 22 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 25 号中

イ ア以外のもの	一戸建ての住宅 1 棟につき 57,000 円
	共同住宅等 1 住戸につき 127,000 円を申請住戸 数で除して得た額

を

イ 長期優良住宅建築等 計画に係る住宅に関する 住宅の品質確保の促進 等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅 性能評価書（長期優良住 宅の普及の促進に関する 法律第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる基準に適合して いるものに限る。次号に おいて同じ。）の写しが 提出された場合	一戸建ての住宅 1 棟につ き 23,000 円
	共同住宅等 1 住戸につき 72,000 円を申請住戸数 で除して得た額
ウ ア及びイ以外の場合	一戸建ての住宅 1 棟につ き 57,000 円
	共同住宅等 1 住戸につき 127,000 円を申請住戸 数で除して得た額

に改め、同表第

26 号中

イ ア以外のもの	一戸建ての住宅 1 棟につ き 28,500 円
	共同住宅等 1 住戸につき 63,500 円を申請住戸数 で除して得た額

を

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合	一戸建ての住宅 1棟につき15,000円
	共同住宅等 1住戸につき36,000円を申請住戸数で除して得た額
ウ ア及びイ以外の場合	一戸建ての住宅 1棟につき28,500円
	共同住宅等 1住戸につき63,500円を申請住戸数で除して得た額

に改め、同表第2

9号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「ア以外のもの」を「ア以外の場合」に改め、同表第30号中「ア以外のもの」を「ア以外の場合」に改め、同表第33号及び第34号中「その他」を「ア及びイ以外」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第29号、第30号、第33号及び第34号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に規定する設計住宅性能評価書が提出された場合の長期優良住宅建築等計画認定申請等に対する審査手数料を規定したいため。

議案第 23 号

秩父市営駐車場条例の一部を改正する条例

秩父市営駐車場条例（平成 17 年秩父市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の駐車場」の次に「（以下「駐車場」という。）」を加える。

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 7 条及び第 8 条を次のように改める。

（利用できる自動車）

第 7 条 駐車場を利用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に定める普通自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

（利用料金）

第 8 条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、時間を単位とする利用（以下「普通駐車」という。）にあつては駐車場から自動車を出場させるときに、月を単位とする利用（以下「定期駐車」という。）にあつては利用券の発行を受けるときに納付するものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として指定管理者に収受させる。

4 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金の額から 10 パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 号中「前号」の次に「に掲げるもの」を加え、「指定管理者」を「市長」に改める。

第 11 条中「駐車場の利用者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改める。

第 13 条中「場合」を「損害等」に改め、同条第 4 号中「使用券」を「利用券」に改め、同条第 5 号中「市」の次に「及び指定管理者」を加える。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

利用区分	単位	利用料金
普通駐車	1台1時間	300円
定期駐車	1台1月	8,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

利用料金に関する規定を整備する等、指定管理者による管理が円滑に行えるよう
所要の改正を行いたいため。

議案第24号

秩父市都市公園条例の一部を改正する条例

秩父市都市公園条例（平成17年秩父市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「使用させる」を「利用させる」に改め、同項の表中「使用できる」を「利用できる」に改め、同条第2項中「使用する者」を「利用する者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第3項中「使用させ、」を「利用させ、」に、「使用させない」を「利用させない」に改める。

第15条中「、法第6条第1項若しくは第3項」を「若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可」に改める。

第16条第2項中「使用する」を「利用する」に改める。

第17条第1項中「規定による使用料」を「使用料（以下「使用料」という。）」に、「許可の」を「法第5条第1項の許可又は第11条第2項の許可をする」に改める。

第18条第1項中「使用する者」を「利用者」に、「使用するとき」を「利用するとき」に改め、「第16条の」を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規則で定める場合において」を加え、「減額し、又は免除することができる」を「減額することができる」に改める。

第19条第1号中「使用する者」を「利用者」に改め、「都市公園又は」を削り、「使用できない」を「利用できない」に改める。

第20条第2項第1号中「使用の許可」を「利用」に改める。

第21条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例」に改め、同条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設の利用料金）

第21条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合における第16条から第19条までの規定の適用については、第16条の見出し及び第17条の見出し中「使用料」とあるのは「使用料及び利用料金」と、第16条第2項中「市

長」とあるのは「指定管理者」と、同項、第18条（見出しを含む。）及び第19条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第17条第1項中「使用料（以下「使用料」という。）」とあるのは「使用料又は利用料金」と、第18条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第19条第2号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

有料公園施設の利用料金に関する規定を整備する等、指定管理者による管理が円滑に行えるよう所要の改正を行いたいため。

議案第25号

秩父市バイシクルモトクロス場条例の一部を改正する条例

秩父市バイシクルモトクロス場条例（平成21年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条を削り、第6条を第7条とする。

第5条中「バイシクルモトクロス場を利用しようとする」を「前条第1項の許可を受けた」に改め、「定める」の次に「額の」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（利用の許可）

第5条 バイシクルモトクロス場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) バイシクルモトクロス場の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他バイシクルモトクロス場の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

第11条を第20条とする。

第10条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「第5条の使用料」を「バイシクルモトクロス場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第2項中「前項の場合における使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「別表に」とあるのは「指定管理者が」と、第7条及び第8条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

第9条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 施設等の維持管理に関する業務

第9条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第8条、第10条、第11条及び第14条から第16条までの規定の適用については、これらの規定（第10条及び第16条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第11条第2項及び第16条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

第9条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

（目的外使用）

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第238条の4第7項の規定により、バイシクルモトクロス場の一部を目的外に使用させることができる。

- 2 前項の規定により目的外の使用の許可を受けた者は、秩父市行政財産の使用料に関する条例（平成17年秩父市条例第69号）別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第8条を第16条とし、同条の前に次の8条を加える。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) バイシクルモトクロス場の管理上特に必要があるため、市長が第5条第1項の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、バイシクルモトクロス場を利用することができないとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、バイシクルモトクロス場を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び指示）

第10条 市長は、利用者の遵守事項を定め、バイシクルモトクロス場の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はバイシクルモトクロス場の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の条件又は第9条の規定に違反したとき。
- (2) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。
- (3) 不正な手段によって第5条第1項の許可を受けたとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、バイシクルモトクロス場の施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用を終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又はバイシクルモトクロス場の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入場の禁止等)

第14条 市長は、バイシクルモトクロス場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入場を禁止し、又はその者に対し退場を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第15条 バイシクルモトクロス場においては、物品の販売及び宣伝その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第19条関係）

区分				単位	使用料
コース	共用	全コース	市民	1日	1,000円
				1シーズン	7,000円
			市民以外の者	1日	1,000円
				1シーズン	10,000円
		トレーニングコースのみ	市民	1日	500円
				1シーズン	3,500円
市民以外の者	1日	500円			
	1シーズン	5,000円			

専用	全コース	利用人数が 100人以下	1日	60,000円
		利用人数が 100人超	1日	90,000円
	バイク モトクロス コースのみ 又はトレ ニングコー スのみ	利用人数が 100人以下	1日	30,000円
		利用人数が 100人超	1日	60,000円
バイクモトクロス一式			1台1時間	500円
ランニングバイク一式			1台1時間	250円
タイム計測器			1日	500円
タイム計測用チップ			1個1日	500円

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 「1シーズン」とは、一の年度において第3条の規定により定められた利用期間をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年7月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

使用料の改正と実情に合わせて1シーズンの金額を規定する等、所要の改正を行いたいため。

議案第26号

秩父市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市病院事業の設置等に関する条例（平成17年秩父市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 循環器内科
- (3) 消化器内科
- (4) 小児科
- (5) 外科
- (6) 泌尿器科
- (7) 脳神経外科
- (8) 整形外科
- (9) 麻酔科

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父地域の中核病院として診療科目の充実が図られるよう、消化器内科を設置したいため。

議案第 27 号

秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(平成 26 年秩父市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

本則に 4 条を加える改正規定中第 3 条を次のように改める。

(保育料の納付)

第 3 条 市立幼稚園に入園する幼児(以下「入園幼児」という。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 27 条第 3 項第 1 号又は第 28 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、法第 27 条第 5 項(法第 28 条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により市長が入園幼児の保護者に代わって法第 27 条第 1 項の施設型給付費又は法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費を受領するときは、当該入園幼児の保護者は、第 1 項の保育料のうち、秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例(平成 26 年秩父市条例第 33 号)第 3 条に規定する額の保育料を納付しなければならない。

4 第 1 項及び前項の保育料(以下「保育料」という。)は、指定された納期限までに納付しなければならない。

附則第 1 項中「子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)」を「法」に改める。

附則第 3 項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項の見出しを削り、同項中「この条例による改正後の第 3 条第 2 項」を「新条例第 3 条第 3 項」に、「額とする」を「納付しなければならない」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秩父市立幼稚園条例(次項において「新条例」という。)第 3 条第 1 項の保育料の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第 9 条第 1 項第 1 号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費

用の額)及び同号ロに規定する市が定める額の合計額、同項第2号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市が定める額の合計額又は法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とすることとし、施設型給付費等の代理受領に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第28号

秩父市学童保育室条例の一部を改正する条例

秩父市学童保育室条例（平成17年秩父市条例第146号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市立学童保育室条例

第1条中「保護者」を「小学校に就学している児童（以下「学童」という。）であつて、保護者」に、「常時留守になる家庭等の学童の」を「放課後家庭において保育を受けられないものに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行い、その」に、「秩父市学童保育室」を「秩父市立学童保育室」に改め、同条の表秩父市立第2南学童保育室の項を削り、同表秩父市立吉田学童保育室の項中「秩父市下吉田6549番地」を「秩父市下吉田3833番地」に改める。

第3条第3号中「3日」を「同月3日」に改める。

第5条第1項中「留守家庭児童指導員」を「保育室に学童保育指導員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指導員は、秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第36号）第10条第3項に規定する者をもって充てる。

第6条を次のように改める。

（入室できる学童）

第6条 保育室に入室することができる学童は、市内の小学校に在籍する学童であつて、その保護者又は保護者に代わる者（以下「保護者等」という。）の就労、疾病、心身の障害その他の理由により、放課後家庭において保育を受けられないと認められるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第7条の見出しを「（入室の許可）」に改める。

第10条の見出しを「（退室の届出）」に改める。

第11条を次のように改める。

（入室の許可の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該学童に係る第7条の許可を取り消すことができる。

(1) 学童が第6条に規定する学童に該当しなくなったとき。

- (2) 学童が市外へ転出するとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第1条の表秩父市立吉田学童保育室の項の改正規定並びに第3条第3号、第7条及び第10条の改正規定は公布の日から、第1条の表秩父市立第2南学童保育室の項を削る改正規定及び第5条第1項の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の秩父市学童保育室条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の秩父市立学童保育室条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(秩父市ふれあい学校条例の一部改正)

- 3 秩父市ふれあい学校条例（平成17年秩父市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「秩父市学童保育室条例」を「秩父市立学童保育室条例」に、「学童保育室入室基準」を「学童」に改める。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、指導員の資格、入室できる学童について規定する等、所要の改正を行いたいため。

議案第 29 号

秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例

第 1 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(3) 教育長 月額 693,000 円

第 4 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「基準」を「基礎」に、「日割」を「日割り」に改め、同条第 4 項中「支給期日」を「支給日」に改める。

第 5 条第 1 項中「者に」を「ものに」に、「又は同法第 252 条及び」を「、同法第 252 条又は」に、「に該当して、地方自治法第 143 条」を「の規定に該当して地方自治法第 143 条第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 9 条第 1 項の規定に該当する場合及び同法第 4 条第 3 項第 2 号の規定に該当して同法第 9 条第 1 項」に改め、「解職され」の次に「、罷免され」を加え、「同様」を「、同様」に改め、同条第 2 項中「解職され」の次に「、罷免され」を加える。

第 5 条の 2 第 2 号中「又は」を「若しくは」に、「に該当して、地方自治法第 143 条」を「の規定に該当して地方自治法第 143 条第 1 項若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 9 条第 1 項の規定により失職し、又は同法第 4 条第 3 項第 2 号の規定に該当して同法第 9 条第 1 項」に改める。

第 5 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「市長」の次に「（教育長の期末手当の支給にあつては、秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」を、「前日まで」の次に「の間」を加え、同条第 2 項中「一時差止処分を」を「当該一時差止処分を」に改め、同条第 3 項中「市長」の次に「（教育長に係る一時差止処分にあつては、教育委員会）」を加え、同項ただし書中「、その他」を「その他」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「市長」の次に「（教育長に係る一時差止処分にあつては、教育委員会）」を加える。

第 5 条の 4 中「市長等に支給する」を「市長等の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条の

4の改正規定は、公布の日から施行する。

(秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

- 3 秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年秩父市条例第54号）は、廃止する。

(秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 附則第2項に規定する場合には、秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例は、なおその効力を有する。

(秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の一部改正)

- 5 秩父市長等の給料の額の特例に関する条例（平成21年秩父市条例第30号）の一部を次のように改める。

本則中「秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例」を「秩父市長等の給与及び旅費に関する条例」に、「第3条各号」を「第3条第1号及び第2号」に、「同条各号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

(秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 附則第2項に規定する場合には、前項の規定による改正後の秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の規定は適用せず、同項の規定による改正前の秩父市長等の給料の額の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の給料の額を規定する等、所要の改正を行いたいため。

議案第30号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秩父市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 秩父市特別職報酬等審議会条例（平成17年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(秩父市職員定数条例の一部改正)

第2条 秩父市職員定数条例（平成17年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中

委員長	月額	72,000円
職務代理者	〃	63,000円

を「

教育長職務代理者	月額	63,000円
----------	----	---------

」に改める。

(秩父市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市職員等の旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第2項」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「（教育長を除く。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第1条の規定による改正後の秩父市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正後の秩父市特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定及び第4条の規定による改正後の秩父市職員等の旅費に関する条例第2条第3項の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の秩父市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第3条の規定による改正前の秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定及び第4条の規定による改正前の秩父市職員等の旅費に関する条例第2条第3項の規定は、なおその効力を有する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行いたいため。

議案第31号

秩父市教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める場合

(勤務時間等)

第3条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年秩父市条例第42号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例は適用しない。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例等について規定したいため。

議案第 3 2 号

秩父市デイサービスセンター条例の全部改正について

秩父市デイサービスセンター条例

秩父市デイサービスセンター条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 5 4 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高齢者に対する福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、秩父市デイサービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父市影森デイサービスセンター	秩父市上影森 7 5 9 番地 2
秩父市高篠デイサービスセンター	秩父市栃谷 3 6 9 番地 1
秩父市中村デイサービスセンター	秩父市中村町三丁目 1 2 番 2 4 号
秩父市大滝デイサービスセンター	秩父市大滝 1 8 0 0 番地
秩父市上吉田デイサービスセンター	秩父市上吉田 3 3 5 2 番地 1

（業務）

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。ただし、秩父市中村デイサービスセンター及び秩父市大滝デイサービスセンターは、第 1 号に掲げる業務を行わない。

- (1) 入浴に関すること。
- (2) 食事の提供に関すること。
- (3) 送迎に関すること。
- (4) 機能訓練に関すること。
- (5) 生活指導に関すること。
- (6) 介護方法の指導に関すること。
- (7) 健康状態の確認に関すること。
- (8) その他センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

（休業日）

第 4 条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、日曜日及び土曜日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで（秩父市大滝デイ

サービスセンターにあつては、1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 センターを利用することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、午前10時から午後3時まで)とする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用定員)

第6条 センターの1日当たりの利用定員は、おおむね30人(秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、10人)とする。

(利用者の資格)

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、秩父市大滝デイサービスセンターにあつては、市内の大滝、中津川又は三峰の区域に住所を有する者に限るものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないことができる。

(1) 感染性疾患を有する者

(2) 疾病又は負傷のため、医師が利用困難と認めた者

(3) その他センターを利用させることが不相当と認められる者

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(使用料)

第9条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に

掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 第7条第1号に掲げる者 法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第7条第2号に掲げる者 1回の利用につき800円（秩父市中村サービスセンター及び秩父市大滝サービスセンターにあつては、610円）

（使用料の減免）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が第8条第1項の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

（遵守事項及び指示）

第12条 市長は、利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第8条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 第8条第3項の条件に違反したとき。

(3) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。

(4) 不正な手段によって第8条第1項の許可を受けたとき。

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

（損害賠償）

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは

損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第15条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条、第5条、第8条、第11条から第13条まで及び第15条の規定の適用については、これらの規定(第12条を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第12条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第13条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、第9条各号に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第9条から第11条までの規定の適用については、これらの規定(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「当該各号に」とあるのは「指定管理者が」と、第10条及び第11条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の秩父市デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(秩父市介護保険デイサービスセンター条例の廃止)

3 秩父市介護保険デイサービスセンター条例(平成17年秩父市条例第155号)は、廃止する。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

指定管理者による管理に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第 33 号

秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例の全部改正について

秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例

秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例（平成 18 年秩父市条例第 66 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるようにするため、秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑（以下「吉祥苑」という。）を秩父市上吉田 3352 番地 1 に設置する。

（業務）

第 2 条 吉祥苑は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者に一定期間居住を提供すること。
- (2) 吉祥苑に入居する者（以下「入居者」という。）に関する相談、助言及び緊急時の対応に関すること。
- (3) 入居者が在宅福祉サービスを必要とする場合の手続等の支援に関すること。
- (4) その他吉祥苑の設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

（入居者の資格）

第 3 条 吉祥苑に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する期間（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた期間を含む。）が 10 年以上であること。
- (2) 60 歳以上であること。
- (3) ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は親族等による支援を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安があること。
- (4) その者（夫婦の場合にあつては、そのいずれかの者）が自炊、歩行、入浴、排せつ等の生活全般において自立できること。

（一時入居）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、高齢者又はその介護者にやむを得ない事情が生じた場合において、市長が認めたときは、同条に規定する入居者の資格を有しない者であっても一時的に吉祥苑に入居することができるものとする。

2 前項の規定による入居（以下「一時入居」という。）の期間は 7 日までとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(入居の許可)

第5条 吉祥苑に入居しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、吉祥苑に入居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないことができる。

(1) 感染性疾患を有する者

(2) 疾病又は負傷のため、医師が入居困難と認めた者

(3) その他吉祥苑に入居させることが不相当と認められる者

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る入居について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる入居の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 一時入居以外の入居 別表に定める月額（入居期間が15日未満の月にあっては、その半額）

(2) 一時入居 別表に定める日額（1月における使用料が同表に定める月額を超えるときは、当該月額）

(使用料の減免)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 吉祥苑の管理上特に必要があるため、市長が第5条第1項の許可を取り消したとき。

(2) 入居者の責めに帰することができない理由により、吉祥苑に入居することができないとき。

(遵守事項及び指示)

第9条 市長は、入居者の遵守事項を定め、吉祥苑の管理上必要があるときは、入居者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(入居の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は吉祥苑の管理上必要があるときは、当該許可に係る入居の条件を変更し、若しくは入居を停

止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。
- (4) 不正な手段によって第5条第1項の許可を受けたとき。
- (5) 医師の診断等により他の施設に入所することが適当と認められたとき。
- (6) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、入居者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
(損害賠償)

第11条 入居者は、自己の責めに帰すべき理由により、吉祥苑の施設、設備等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は吉祥苑の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。
(立入りの禁止等)

第12条 市長は、吉祥苑の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。
(指定管理者による管理)

第13条 市長は、吉祥苑の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、吉祥苑の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第9条、第10条及び第12条の規定の適用については、第9条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第10条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条関係）

対象収入による階層区分	使用料	
	日額	月額
1,300,000円以下	150円	4,000円
1,300,001円以上1,400,000円以下	250円	7,000円
1,400,001円以上1,500,000円以下	350円	10,000円
1,500,001円以上1,600,000円以下	450円	13,000円
1,600,001円以上1,700,000円以下	550円	16,000円
1,700,001円以上1,800,000円以下	650円	19,000円
1,800,001円以上1,900,000円以下	750円	22,000円
1,900,001円以上2,000,000円以下	850円	25,000円
2,000,001円以上2,100,000円以下	1,000円	30,000円
2,100,001円以上2,200,000円以下	1,200円	35,000円
2,200,001円以上2,300,000円以下	1,350円	40,000円
2,300,001円以上2,400,000円以下	1,500円	45,000円
2,400,001円以上	1,700円	50,000円

備考

1 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2 光熱水費等の実費は、この表による使用料とは別に徴収する。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

指定管理者による管理に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第34号

秩父市勤労者福祉センター条例の全部改正について

秩父市勤労者福祉センター条例

秩父市勤労者福祉センター条例（平成17年秩父市条例第218号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 勤労者及び勤労者の団体等の教養文化活動、会議、集会等の利用に供し、その健全な育成及び福祉の増進を図るため、秩父市勤労者福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父市秩父勤労者福祉センター	秩父市上宮地町27番5号
秩父市荒川勤労者福祉センター	秩父市荒川日野83番地1

（業務）

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) その他センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後10時まで（秩父市荒川勤労者福祉センターにあつては、午前9時から午後9時まで）とする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第6条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 入場料金又はこれに類する料金を徴収すると認められるとき。
- (4) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、センターを公用若しくは公共用又は公益を目的として利用する場合、勤労者が福祉、教養文化活動等のため利用する場合その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が第6条第1項の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第11条 市長は、利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の条件又は第10条の規定に違反したとき。

- (2) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。
- (3) 不正な手段によって第6条第1項の許可を受けたとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用を終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第15条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第16条 センターにおいては、物品の販売及び宣伝その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(目的外使用)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により、センターの一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により目的外の使用の許可を受けた者は、秩父市行政財産の使用料に関する条例（平成17年秩父市条例第69号）別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第6条まで、第9条、第11条、第12条、第15条及び第16条の規定の適用については、これらの規定（第11条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1又は別表第2に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条中「別表第1又は別表第2に」とあるのは「指定管理者が」と、第8条及び第9条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の秩父市勤労者福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第7条、第19条関係）

秩父市秩父勤労者福祉センター使用料

施設名	金額					
	利用区分					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
研修室	310円	480円	640円	750円	1,080円	1,390円
第1会議室又は第2会議室	260円	370円	430円	530円	690円	960円
第3会議室	310円	480円	640円	750円	1,080円	1,390円
集会室A	430円	640円	800円	960円	1,340円	1,770円
集会室B	260円	430円	580円	640円	960円	1,230円

備考

- 「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後6時から午後10時までをいい、「午前・午後」とは、午前9時から午後5時までをいい、「午後・夜間」とは、午後1時から午後10時までをいい、「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。
- この表の規定にかかわらず、市内に住所、事務所又は事業所を有している者（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（団体利用にあっては、市民等以外の者が利用者の半数以上の場合）の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
- この表及び前項の規定にかかわらず、宴会のために利用する場合の使用料は、この表又は前項の規定により算定された額に100分の130を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
- 特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、この表又は前2項の規定によ

る使用料とは別に、その実費相当額を徴収する。

別表第2（第7条、第19条関係）

秩父市荒川勤労者福祉センター使用料

施設名	利用区分	金額
会議室	午前（午前9時から正午まで）	1,020円
	午後（午後1時から午後5時まで）	1,230円
	夜間（午後5時から午後9時まで）	1,230円
	全日（午前9時から午後9時まで）	2,260円

備考 別表第1備考第2項から第4項までの規定は、この表において準用する。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

利用料金に関する規定を整備する等、所要の改正を行いたいため。

議案第35号

秩父市青少年問題協議会条例を廃止する条例

秩父市青少年問題協議会条例（平成17年秩父市条例第141号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第51号までを1号ずつ繰り上げる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

同様の役割を担っている他の既存組織が現状に合った活動を行っていること等を勘案し、秩父市青少年問題協議会を廃止したいため。

議案第36号

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第9回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,832千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,975,582千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		276,768	0	276,768
	1 負担金	276,768	0	276,768
13 使用料及び手数料		956,637	△2,548	954,089
	1 使用料	802,706	△2,548	800,158
14 国庫支出金		2,810,069	152,829	2,962,898
	1 国庫負担金	2,494,328	△45,929	2,448,399
	2 国庫補助金	301,217	198,758	499,975
15 県支出金		2,458,240	△41,703	2,416,537
	1 県負担金	750,459	1,055	751,514
	2 県補助金	1,296,026	△42,758	1,253,268
16 財産収入		151,773	40,254	192,027
	1 財産運用収入	90,066	12,801	102,867
	2 財産売払収入	61,707	27,453	89,160
17 寄附金		47,674	1,967	49,641
	1 寄附金	47,674	1,967	49,641
18 繰入金		628,494	△18,618	609,876
	1 繰入金	628,494	△18,618	609,876
20 諸収入		542,034	5,487	547,521
	5 雑入	360,293	5,487	365,780
21 市債		2,761,179	△209,500	2,551,679
	1 市債	2,761,179	△209,500	2,551,679
歳入合計		29,047,414	△71,832	28,975,582

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,610,271	258,785	3,869,056
	1 総務管理費	2,953,019	262,673	3,215,692
	2 徴 税 費	367,243	△3,888	363,355
3 民生費		10,209,924	△106,735	10,103,189
	1 社会福祉費	5,475,412	71,844	5,547,256
	2 児童福祉費	3,516,394	△178,579	3,337,815
4 衛生費		2,027,671	47,091	2,074,762
	1 保健衛生費	898,975	△51,809	847,166
	4 上水道費	183,399	98,900	282,299
6 農林水産業費		1,462,321	△147,780	1,314,541
	1 農 業 費	1,145,265	△110,500	1,034,765
	2 林 業 費	317,056	△37,280	279,776
7 商工費		711,046	△17,140	693,906
	1 商 工 費	711,046	△17,140	693,906
8 土木費		2,946,846	△160,523	2,786,323
	2 道路橋りょう費	1,351,734	△152,067	1,199,667
	3 河 川 費	114,279	△1,506	112,773
	4 都市計画費	1,084,737	△6,950	1,077,787
9 消防費		1,201,106	△15,771	1,185,335
	1 消 防 費	1,201,106	△15,771	1,185,335
10 教育費		2,372,755	△28,651	2,344,104
	1 教育総務費	412,815	△3,046	409,769
	2 小学校費	500,142	△1,674	498,468
	3 中学校費	263,463	△1,500	261,963
	4 幼稚園費	225,793	△12,057	213,736
	6 保健体育費	483,966	△10,374	473,592
11 災害復旧費		15,004	△6,010	8,994
	2 土木施設災害復旧費	15,003	△6,010	8,993
12 公債費		2,873,298	△58,114	2,815,184
	1 公 債 費	2,873,298	△58,114	2,815,184

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		1,088,748	14,258	1,103,006
	1 基金費	1,088,748	14,258	1,103,006
14 予備費		169,827	148,758	318,585
	1 予備費	169,827	148,758	318,585
歳出合計		29,047,414	△71,832	28,975,582

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
2 総務費	1 総務管理費	市民会館管理運営事業	6,840	
		地域住民生活等緊急支援事業	265,447	
		什器等保管倉庫解体事業	21,784	
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備等特別対策事業	30,000	
		影森福祉交流センター屋根改修事業	6,710	
4 衛生費	1 保健衛生費	市有墓地内水路改修事業	2,700	
	4 上水道費	上水道老朽管更新対策事業	13,000	
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成条件整備事業	287,733	
	2 林業費	市営林保育事業	6,132	
		石神沢線開設事業	47,690	
		大達原線開設事業	13,100	
7 商工費	1 商工費	三峰公園遊歩道改修事業	2,100	
		滝沢園地転落防止柵設置事業	2,100	
8 土木費	2 道路橋りょう費	私道整備補助事業	712	
		道路標示事業	2,121	
		幹線 3 号線新設改良事業	23,000	
		幹線 10 号線 (萩川橋) 新設改良事業	800	
		幹線 5 1 号線新設改良事業	22,830	
		幹線 5 8 号線新設改良事業	44,173	
		幹線 6 7 号線新設改良事業	5,000	
		中央 1 号線新設改良事業	5,500	
		中央 3 3 号線新設改良事業	4,800	
		中央 7 9 号線新設改良事業	49,500	
		別所 7 1 号線新設改良事業	33,000	
		久那 1 1 3 号線新設改良事業	6,130	
		高篠 3 7 号線新設改良事業	3,400	
		荒川幹線 4 号線新設改良事業	41,237	
		荒川小野原 9 号線新設改良事業	14,400	
		贄川 3 8 号線新設改良事業	4,000	
		橋りょう点検事業	10,700	
		武之鼻橋補修事業	6,100	
		櫻橋補修事業	7,100	
		荒川幹線 4 号線橋りょう新設改良事業	15,667	
		(仮称) 大中橋架設事業	85,000	
		3 河川費	急傾斜地崩壊対策負担事業	13,560
			峰沢排水路改修事業	15,100
			寺尾武ノ鼻排水路改修事業	5,100
	栃谷山根排水路改修事業		5,000	
	西沢 (彦久保) 排水路改修事業		300	
	荒川日野皆谷原排水路改修事業		3,600	

8 土木費	4 都市計画費	お花畑通線街路整備事業	4,570
		中央通線街路整備事業	235,050
		羊山公園施設整備事業	1,554
		公園樹木伐採事業	1,130
		ミューズパーク給湯施設改修事業	2,500
	5 住宅費	市営住宅解体事業	1,645
9 消防費	1 消防費	防火水槽管理事業	8,500
		防災倉庫整備事業	10,700
10 教育費	2 小学校費	普通教室空調設備設置事業	2,781
		花の木小学校校庭外周ブロック改修事業	3,605
		花の木小学校正門改修事業	3,700
		尾田蒔小学校プランコ設置事業	1,717
		原谷小学校普通教室等空調設備設置事業	50,000
		原谷小学校寄附記念碑設置事業	300
		大田小学校物置設置事業	1,300
		荒川西小学校トイレ改修事業	2,680
	3 中学校費	秩父第二中学校外トイレ改修事業	7,800
		尾田蒔中学校教室出入口扉改修事業	2,970
		高篠中学校教室出入口扉改修事業	2,370
		影森中学校渡り廊下防水改修事業	1,800
		荒川中学校プール塗装替事業	4,370
		荒川中学校プール配管改修事業	1,680
	5 社会教育費	大野家住宅管理事業	4,124
		秩父祭笠鉦屋台修理事業	24,765
	6 保健体育費	剣道場明信館屋根復旧事業	5,707
		原谷地区ペタンクテラン簡易トイレ設置事業	3,622

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金 (平成26年度交付決定者分)	平成27年度から 平成30年度まで

(単位：千円)

限 度 額
24,307

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
3 上水道老朽管更新対策事業出資	36,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
4 森林管理道整備事業費	105,600		
5 地方道路整備事業費	790,900		
6 河川等整備事業費	85,100		
13 道路橋りょう災害復旧事業費	5,400		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	13,000	補正前に同じ。		
	96,200			
	617,000			
	83,700			
	3,600			

議案第 37 号

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 26 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,458 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,983,679 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に 791 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,063 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,915,200	△3,916	1,911,284
	1 国庫負担金	1,459,627	△4,400	1,455,227
	2 国庫補助金	455,573	484	456,057
6 県支出金		511,218	△3,916	507,302
	1 県負担金	48,804	△4,400	44,404
	2 県補助金	462,414	484	462,898
7 共同事業交付金		1,106,001	△41,800	1,064,201
	1 共同事業交付金	1,106,001	△41,800	1,064,201
8 財産収入		12	△3	9
	1 財産運用収入	12	△3	9
9 繰入金		759,011	16,177	775,188
	1 他会計繰入金	759,010	16,177	775,187
歳入合計		8,017,137	△33,458	7,983,679

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 共同事業拠出金		941,404	△50,600	890,804
	1 共同事業拠出金	941,404	△50,600	890,804
8 保健事業費		77,470	2,997	80,467
	1 特定健康診査等事業費	40,646	△2,000	38,646
	2 保健事業費	36,824	4,997	41,821
10 諸支出金		80,325	968	81,293
	2 繰出金	11,929	968	12,897
11 予備費		5,816	13,177	18,993
	1 予備費	5,816	13,177	18,993
歳 出 合 計		8,017,137	△33,458	7,983,679

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		8,230	△177	8,053
	1 県補助金	8,230	△177	8,053
4 繰入金		47,474	968	48,442
	1 他会計繰入金	47,474	968	48,442
歳 入 合 計		128,272	791	129,063

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予備費		8,677	791	9,468
	1 予備費	8,677	791	9,468
歳 出 合 計		128,272	791	129,063

議案第 38 号

平成 26 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）

平成 26 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 103 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 754,057 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		164,476	103	164,579
	1 他会計繰入金	164,476	103	164,579
歳入合計		753,954	103	754,057

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療広域連合納付金		752,074	103	752,177
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	752,074	103	752,177
歳 出 合 計		753,954	103	754,057

議案第 39 号

平成 26 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 26 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,900,323 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,359,129	1,570	1,360,699
	2 国庫補助金	376,093	1,570	377,663
7 繰入金		1,010,668	4,943	1,015,611
	1 一般会計繰入金	914,593	4,943	919,536
歳入合計		5,893,810	6,513	5,900,323

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		218,780	6,513	225,293
	1 総務管理費	150,058	6,513	156,571
歳 出 合 計		5,893,810	6,513	5,900,323

議案第40号

平成26年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第3回）

平成26年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,477千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,368,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		80,900	△41,770	39,130
	1 国庫補助金	80,900	△41,770	39,130
6 諸収入		2,401	26,793	29,194
	2 雑入	2,400	26,793	29,193
7 市債		244,100	△70,500	173,600
	1 市債	244,100	△70,500	173,600
歳入合計		1,454,109	△85,477	1,368,632

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		862,999	△138,480	724,519
	1 総務費	409,066	1,520	410,586
	2 公共下水道築造事業費	453,833	△140,000	313,833
3 予備費		106,446	53,003	159,449
	1 予備費	106,446	53,003	159,449
歳 出 合 計		1,454,109	△85,477	1,368,632

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 公共下水道築造事業費	下水道管渠築造事業	80,500
		雨天時越流水・簡易処理放流水水質調査事業	5,000

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 公共下水道築造事業費	244,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	173,600	補正前に同じ。		

余 白

議案第41号

平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）

平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64,351千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		15,460	△4,940	10,520
	1 設置費分担金	15,460	△4,940	10,520
3 国庫支出金		51,760	△1,227	50,533
	1 国庫補助金	51,760	△1,227	50,533
4 県支出金		24,000	△10,184	13,816
	1 県補助金	24,000	△10,184	13,816
8 市債		88,000	△48,000	40,000
	1 市債	88,000	△48,000	40,000
歳入合計		246,574	△64,351	182,223

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 施設整備費		180,904	△66,361	114,543
	1 施設整備費	180,904	△66,361	114,543
5 予備費		1,277	2,010	3,287
	1 予備費	1,277	2,010	3,287
歳 出 合 計		246,574	△64,351	182,223

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前		
	限 度 額	起債の方法	利 率
特定地域生活排水処理施設整備事業費	88,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	40,000	補正前に同じ。		

議案第42号

平成26年度秩父市水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成26年度秩父市水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度秩父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 水道事業収益	1,749,232千円	122,786千円	1,872,018千円
第1項 営業収益	1,446,387千円	12,724千円	1,459,111千円
第2項 営業外収益	302,844千円	110,062千円	412,906千円
支		出	
第1款 水道事業費用	1,907,251千円	△84,058千円	1,823,193千円
第1項 営業費用	1,722,344千円	△90,911千円	1,631,433千円
第2項 営業外費用	156,792千円	633千円	157,425千円
第3項 特別損失	24,115千円	220千円	24,335千円
第4項 予備費	4,000千円	6,000千円	10,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 601,493千円」を「不足する額 479,262千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 59,638千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 61,000千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 157,722千円」を「過年度分損益勘定留保資金 276,692千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 270,803千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,240千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	850,464千円	△24,291千円	826,173千円
第2項 出資金	130,471千円	△22,800千円	107,671千円
第3項 他会計負担金	33,421千円	△1,491千円	31,930千円
支		出	
第1款 資本的支出	1,451,957千円	△146,522千円	1,305,435千円
第1項 建設改良費	1,099,681千円	△146,522千円	953,159千円

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

議案第43号

平成26年度秩父市立病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 平成26年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 病院事業収益	2,911,877千円	20,007千円	2,931,884千円
第2項 医業外収益	160,143千円	20,007千円	180,150千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,151,496千円	△ 33,555千円	3,117,941千円
第1項 医業費用	2,989,975千円	△ 31,400千円	2,958,575千円
第2項 医業外費用	61,564千円	△ 2,155千円	59,409千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 116,607千円」を「不足する額 118,756千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 116,507千円」を「過年度分損益勘定留保資金 118,656千円」に改め、同条収入の部第1款中第3項を第4項とし、第2項の次に第3項として「補助金」を加え、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	271,252千円	△ 25,508千円	245,744千円
第1項 企業債	181,400千円	△ 26,100千円	155,300千円
第3項 補助金	0千円	592千円	592千円
支		出	
第1款 資本的支出	387,859千円	△ 23,359千円	364,500千円
第1項 建設改良費	316,218千円	△ 23,359千円	292,859千円

第4条 予算第5条に定めた、起債の限度額「181,400千円」を「155,300千円」に改める。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,862,021千円	△ 21,099千円	1,840,922千円

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜邦康

議案第44号

平成27年度秩父市一般会計予算

平成27年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

議案第45号

平成27年度秩父市国民健康保険特別会計予算

平成27年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第46号

平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 47 号

平成 27 年度秩父市介護保険特別会計予算

平成 27 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第48号

平成27年度秩父市下水道事業特別会計予算

平成27年度秩父市下水道事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第49号

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

平成27年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第50号

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

議案第51号

平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

平成27年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

議案第 52 号

平成 27 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

平成 27 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 53 号

平成 27 年度秩父市水道事業会計予算

平成 27 年度秩父市水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成 27 年 2 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第54号

平成27年度秩父市立病院事業会計予算

平成27年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成27年2月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康